

旅館業営業許可に係る審査基準の一部を改正する審査基準

旅館業営業許可に係る審査基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>1 許可申請書には、次の書類が添付されていること。</p> <p>〔(1)～(2) 略〕</p> <p><u>(3) 建物の一部に営業施設が存する場合</u> <u>にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</u></p> <p><u>ア 当該建物の現に居住の用に供している部分が存しないことを証明する場合</u> <u>当該建物の現に居住の用に供している部分がないことを確認できる書類</u></p> <p><u>イ 当該建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であることを証明する場合</u> <u>当該建物の構造を確認できる書類</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</u> <u>当該建物の防音性能を確認できる書類</u></p> <p><u>(4)～(17) 〔略〕</u></p>	<p>1 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(2) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>2 新設又は増改築で新たに許可申請を行う場合</p> <p>〔(1)～(4) 略〕</p>	<p>2 新築又は改築で新たに許可申請を行う場合</p> <p>〔(1)～(4) 同左〕</p>
<p>3 〔略〕</p>	<p>3 〔同左〕</p>

<p>4 令和5年12月13日より前に旅館業を譲り受けた者が行う許可申請（申請書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合、1で規定する添付書類のうち(1)から(5)、(7)から(14)及び(16)で譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。</p>	<p>4 令和5年12月13日より前に旅館業を譲り受けた者が行う許可申請（申請書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合、1で規定する添付書類のうち(1)から(4)、(6)から(13)及び(15)で譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である</p>	